

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸魚川市長 米田 徹

市町村名 (市町村コード)	糸魚川市 (15216)
地域名 (地域内農業集落名)	高倉地区 (高倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、耕作者の高齢化が進み、担い手へが十分確保できない地域であるが、課題について以下のとおり集約される。

- ・高齢化が進むことから、新たな担い手の確保が必要。
- ・畦畔の草刈りが負担となっている。
- ・営農継続の意欲を喪失させるほどの鳥獣による深刻な農作物被害が発生している。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・認定農業者等の担い手により、水稻を中心とした作付けが行われており、引き続き農地の集積・集約化を進めていく。
- ・経営規模については、現状維持を志向する経営体が多いため、できる限り経営を継続してもらい、営農継続が困難になった際は、地域内で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。
- ・水稻の栽培は、高付加価値販売につながる方法を検討する。
- ・耕作条件の悪い農地については、遊休化も検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械共同利用や集落営農組織等による営農体制を行う。</li> <li>・所有者の了承が得られる農地については畔を抜いて、大型機械が入りやすいようにし中心経営体が耕作しやすい農地に改良を行う。</li> <li>・地域計画の協議など、話し合いの場により、担い手農家への集積や団地化について検討する。</li> </ul>
(2)農地中間管理機構の活用方針
<p>圃場整備地を重点的に、耕作者の農地の入れ替えによる集約化を進めるため、農地所有者は、受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。</p>
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の区画拡大等の基盤整備に向けた地域の話し合いを進める。</li> <li>・地域計画及び目標地図の策定、取り組みの過程を通して、地区の基盤整備について地域で話し合いを進めていく。</li> </ul>
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市、えちご上越農業協同組合、農業共済組合等との連携を強化し、多様な経営体の確保育成に努める。</li> <li>・集落営農組織や認定農業者、地域へ参入する法人等への育成支援</li> </ul>
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の効率化が期待できる農作業委託について活用の検討を進めていく。</li> <li>・農業機械の共同化、作業委託などについて、今後増えていくものと思われるので、地域での取り組みを検討していく。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策として、電気柵の適正な設置及び管理に取り組む。  
 猟友会等の関係機関と連携し、捕獲を推進する。
- ③省力化技術の導入により、労働負担の軽減を図る。
- ⑧多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を活用し、農業施設の維持管理に取り組む。